

「知って得する?」社労士の独り言 第31回

健康保険法の一部改正とマイナンバーカードの利用促進について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

健康保険ではかねてから医療費の財政負担の増大が指摘され、平成30年10月から国内在住の健康保険被扶養者認定事務が変わり、続柄と生計維持関係の確認の強化がされました。これに伴い「海外在住者の扶養者の方の現在状況の確認」も行われました。平成30年4月からは外国人労働者の受け入れ拡大により、更に医療費の財政負担が増す懸念が出てきました。このため医療保険制度全般を見直す「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が2月15日に国会に提出され、5月15日に可決・成立し、5月22日に公布されました。

I. 改正法の趣旨は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。」とされています。

II. 改正法の概要 抄

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）】施行日：公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、国民年金法、国民健康保険法】

①被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。施行日：H32/4/1

②市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。施行日：H31/5/22

7. その他：未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行日：H31/5/22

※2.3.4. および6. 省略（下記参考情報をご参照ください。）

この法律の成立により、今まで医療保険で被扶養者（家族）は一定の要件を満たせば居住地や国籍にかかわらず適用されましたが、原則として日本で暮らす家族に限定されました。

ただし、留学や海外赴任への同行などで一時的に海外に生活拠点を移すが、再び国内を生活拠点とする場合などは例外とされ、具体的な要件を省令で定めるとしています。

また、年金についても、厚生年金に加入している方の配偶者が、将来、国民年金を受給できるのは原則として日本に住む場合に限定されました。

このほか被扶養者（家族）の資格に居住要件が付いたこと及び、マイナンバーカードに健康保険証の情報を載せることが可能となり、医療機関を受診する際に健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用（保険証との併用）できるようにするとしています。これに関して、6月4日に第4回デジタル・ガバメント閣僚会議が開催され「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（案）」として次の三点が示されました。

1. 自治体ポイントの実施

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

①マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。

②全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。

③令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

これから外国人労働者の雇用機会が増えると思います。手続き等の面からも細かな改正情報に注視していきたいと思います。

【参考情報】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要：

<https://www.mhlw.go.jp/content/198-01.pdf>

デジタル・ガバメント閣僚会議（第4回）

*マイナンバーカードの普及促進等のポイント

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/siryou1-1.pdf>

*マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（案）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/siryou1-2.pdf>

役員への 質問

①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤友人、知人に勧めたい本は？

①茅ヶ崎北東支部、厚生委員 ②株式会社A K i 興業 ③長谷川明義 ④建設、土木工事 ⑤きのこの本